



札幌市告示第 2656 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面及び地番等は札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

平成 27 年（2015 年）10 月 6 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定する区域の所在地
 - (1) 要措置区域として指定する土地の所在地（地番）
札幌市豊平区平岸 1 条 12 丁目 2 の一部
 - (2) 形質変更時要届出区域として指定する土地の所在地（地番）
札幌市豊平区平岸 1 条 11 丁目 5-1 の一部
札幌市豊平区平岸 1 条 12 丁目 2 の一部、3

- 2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質
 - (1) 要措置区域において溶出量基準に適合していない特定有害物質
なし
 - (2) 形質変更時要届出区域において溶出量基準に適合していない特定有害物質
ヒ素及びその化合物、鉛及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準（土壤含有量基準）に適合していない特定有害物質
 - (1) 要措置区域において含有量基準に適合していない特定有害物質
鉛及びその化合物
 - (2) 形質変更時要届出区域において含有量基準に適合していない特定有害物質
なし

- 4 当該要措置区域において講ずべき指示措置
盛土
(理由) 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合せず、当該土地に人が立ち入る可能性があるため